平成２５年（再イ）第７号
山梨県南アルプス市あやめが丘1931番地56
再生債務者　青野　　泉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月26日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（再イ）第１号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2859番地５
再生債務者　村越　　猛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月26日
長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２５年（再イ）第２号
三重県松阪市辻原町233番地２
再生債務者　大石　和昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月26日　　津地方裁判所松阪支部

平成２５年（再イ）第１号
松江市黒田町608番地10　サニーサイド102号
再生債務者　牛尾　康寛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月26日　　松江地方裁判所民事部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 25 年８月８日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

1．⑶㉓のうち、ヘを次のとおり改める。
ヘ　北海道夏ワリチケット
㈠　割引をする自動車
㈡に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈢に定める適用区間を通行するＥＴＣ車を除く自動車のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定める方法により本割引を適用した通行料金を支払う場合に限る。）。
㈡　割引を適用した後の料金の額
本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	軽自動車等	普通車
料金の合計額	6,800円	8,500円

㈡　実施する期間
平成25年８月９日から同年８月19日まで。
㈢　適用区間
道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の全区間。

1．⑶㉓のうち、ヨの次に次のとおり加える。
タ　フェリーでお得　北海道ＥＴＣふりーぱす
㈠　割引をする自動車
㈡に定める期間のうち連続する最大４日間から最大10日間のいずれかの間に、㈢に定める適用区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。
㈡　割引を適用した後の料金の額
本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、連続する最大日数の別に次のとおりとする。

最大日数	軽自動車等	普通車
４日間	4,800円	6,000円
５日間	5,200円	6,500円
６日間	5,600円	7,000円
７日間	6,000円	7,500円
８日間	6,400円	8,000円
９日間	6,800円	8,500円
10日間	7,200円	9,000円

㈡　実施する期間
平成25年９月１日から同年11月９日まで。
㈢　適用インターチェンジ
道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の全区間。
㈣　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。
なお、マイレージ割引におけるポイントの付与は、本割引を適用した後の料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。

弁護士法第五条の規定による弁護士業務についての研修に関する規則（規則第九十五号）中一部改正公告

弁護士法第五条の規定による弁護士業務についての研修に関する規則（規則第九十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。
平成二十五年七月十八日　　日本弁護士連合会

弁護士法第五条の規定による弁護士業務についての研修に関する規則（規則第九十五号）中一部改正

弁護士法第五条の規定による弁護士業務についての研修に関する規則（規則第九十五号）の一部を次のように改正する。
第二条中「弁護士法」を「弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）」に改める。
第八条の見出し中「履行状況」を「履修状況」に改める。
第十条第二項から第四項までを次のように改める。
2　会議は、本会の会長、副会長、委員会の委員及び総合センターの構成員の中から会長が指名する者をもって構成する。
3　会議は、弁護士法第五条の二第二項に規定する研修の履修の状況の評価を決定する。